

岩手県教育委員会告示第4号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第31条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定無形民俗文化財の保持団体を認定する。

平成24年11月13日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

保持団体	保持する無形民俗文化財
高屋敷神楽保存会 中山神楽保存会	一戸の山伏神楽